**介護予防訪問看護・訪問看護**

**医療保険による訪問看護**

**重要事項説明書**

**〔２０２４年　　　９月　　　１日現在〕**

□１　事業者（法人）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 埼玉県富士見市羽沢２丁目５番４８号ケアメゾンＵＤ１００号室 |
| 団体名 | 特定非営利活動法人あおい糸 |

□２　サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 地域生活訪問看護　えん |

住　所　　　　　埼玉県富士見市西みずほ台一丁目4番8号リュバンドールⅡ　102号室

代表者　　　　　　　山本明彦

管理者　　　　　　　岡﨑安積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電話番号 | ０４９－２９３－７４５３ | FAX番号 | ０４９－２９３－７４６３ |

　　通常の事業の実施地域は、富士見市・三芳町・志木市・ふじみ野市となります。

（２）事業所の窓口の営業日及び営業時間

1. ○営業日：月曜日から金曜日まで
2. ○営業時間：９：００～１７：００
3. ○休日：土・日・祝日
4. 年末年始（１２月２９日～１月３日）

（３）事業所の勤務体制（２０２４年９月現在）

管理者（看護師）：常勤１名

訪問看護師　　　：常勤・非常勤２名以上

　　　　看護補助者　　　：当法人の介護スタッフが兼務

□３　サービス内容

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障がいのために支援を必要とされる方と家族が地域生活を行うために必要な援助を行います。

介護保険を利用している方をはじめ、医療保険にて利用できる方もいます。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。主治医の治療方針やケアマネージャーのケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら安心して在宅療養が続けられるように援助します。

 訪問看護が行うサービスの概要

1. ・病状・心身の状態の観察、健康管理のアドバイス
2. ・療養生活や看護、介護方法のアドバイス
3. ・食事ケア、水分･栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
4. ・ターミナルケア
5. ・リハビリテーション
6. ・認知症や精神疾患の方の看護
7. ・家族など介護者の支援
8. ・床ずれや創傷の予防や処置
9. ・カテーテルなど医療機器の管理
10. ・医師の指示による医療的処置
11. ・保健・福祉サービスなどの活用支援

□４　利用料、その他の費用の額

　　　別紙料金表を参照してください。

⑴　サービスの実施による加算

別紙料金表を参照してください。

⑵　加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

別紙料金表を参照してください。

⑶　その他の費用

　　　通常の事業の実施地域にお住まいの方は通常の営業時間内の訪問に対する交通費は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

　　　なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル

当たり５０円を請求します。

　　　死後の処置を行う場合は、１２,０００円（別途消費税が必要となります）を申し受けます。

⑷　キャンセル料

利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

|  |  |
| --- | --- |
| 前日の１５:００までにご連絡の場合 | 無料 |
| 前日の１５:００～訪問前までにご連絡の場合 | １提供当たりの料金の２５％の額 |
| 訪問までにご連絡がない場合 | １提供あたりの料金の１００％の額 |

ただし、急な入院などの場合は、キャンセル料の請求はいたしません。

⑸　その他

1. 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、医薬品、衛生材料、消毒薬、ハンドソープ、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
2. 訪問に際して、公共交通機関等を利用する場合の交通費は、実費相当を請求します。
3. 当職員は、利用者さま全体の医療提供者であり、一部への医療提供者ではないことを深く自覚して公平・公正な職務の遂行に心掛けております。そのため、訪問時のお心付けはお断りさせていただいています。
4. 訪問予定時間はあくまで目安となっています。交通事情や利用者様の状況により、前後しますがご了承ください。

□５　利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

⑴請求方法

　　①　利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

　　②　請求書は、利用月の翌月１５日ごろまでに利用者あてにお届けします。

⑵支払い方法等

1. 当月の料金の合計額を翌々月の４日に（利用者が指定する口座から振り替えます）支払います。（４日が土日・祝日の場合には、その翌日）

　　②　お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）。

□６　秘密の保持

1. 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2. 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
3. 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

□７　緊急時の対応方法

　　サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主治の医師 | 医療機関の名称 | 　　　みずほ在宅医療 |
| 氏名 | 　 |
| 所在地 | 　埼玉県富士見市東みずほ台１－９－２７－２F |
| 電話番号 | 　０４９－２９３－２７２２ |
| 緊急連絡先（家族等） | 氏名 |  |
| 電話番号 |  |

□８　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

　　また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

　　なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

|  |
| --- |
| 保険会社名　（有）訪問看護事業協会共済会保険名　　　　訪問看護事業者総合補償制度 |

苦情担当

事業所の苦情処理検討委員会

□９　サービス提供に関する相談、苦情

1. 苦情処理の体制及び手順
	1. サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

　　　②　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

　利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防訪問看護・訪問看護および医療保険による訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します

⑵苦情相談窓口

（１）要望・苦情等申立先

介護保険福祉サービス関係

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所相談窓口 | ・窓口担当者：斎藤輝二　　［職名］法令遵守責任者・利用時間：9：00～17：00・電話番号：　法人℡番号　049-293-1910　法人FAX番号　049-293-1911　 |
| ・法人苦情解決責任者　山本明彦　［職名］リスクマネジメント委員会責任者 |
| 第三者委員 | 片山　優美子(精神保健福祉士) | ℡　090-5329-2957 |
| 長野大学勤務 |
| 寺井　堅一(社会福祉士) | ℡　090-6959-6865 |
| 　 |
| １．富士見市　　　高齢者福祉課介護保険係・地域包括ケア係　　　℡：049-252-7107（直通）２．三芳町　 　　健康増進課介護保険担当　　　　　　℡：049-258-0019（代表）３．志木市　　　　長寿応援課介護保険グループ　　　　℡：048-473-1111（代表）４．ふじみ野市　　高齢福祉課介護保険係　　　　　　 ℡：049-262-9037（直通） |
| 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課　苦情対応係 ・所在地　　埼玉県さいたま市中央区大字下落合１７０４番（国保会館８階）・℡番号　048-824-2568(苦情相談専用)　　　　　FAX番号　048-824-2561・受付日・時間　　月～金（祝日は除く）午前８時３０分～正午、午後１時～午後５時 |

障害福祉サービス関係

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所相談窓口 | ・窓口担当者：斎藤輝二　　［職名］法令遵守責任者・利用時間：9：00～17：00・電話番号：　法人℡番号　049-293-1910　法人FAX番号　049-293-1911　 |
| ・法人苦情解決責任者　山本明彦　［職名］リスクマネジメント委員会責任者 |
| 第三者委員 | 片山　優美子(精神保健福祉士) | ℡　090-5329-2957 |
| 長野大学勤務 |
| 山本　栄一(社会福祉士) | ℡　080-5525-3831 |
| 埼玉県社会福祉事業団皆光園勤務 |
| 富士見市三芳町志木市ふじみ野市 | 障がい福祉課　　　　　　　　　　℡：049-251-2711（代表）**福祉課福祉支援担当　　　　　　　℡：049-258-0019（代表）**共生社会推進課障がい者福祉グループ　　　℡：048-473-1111（代表）障がい福祉課障がい福祉係 　　　 ℡：049-262-9032（直通） |
| 埼玉県運営適正化委員会 | ・所在地　　埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－６５・℡番号　048－822-1243（相談専用）　FAX番号　048－822-1406・受付日・時間　月～金（祝日・年末年始除く）午前９時から午後４時 |

（２）虐待防止に関する相談窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待防止に関する相談窓口 | ・窓口担当者：斎藤輝二　　　　　［職名］法令遵守責任者・虐待防止責任者：山本明彦　　　［職名］権利擁護等問題解決責任者・利用時間　　　９：００～１７：００・電話番号　　　　事業所TEL番号　　０４９－２６５－７４５３　　　　　　　　　事業所FAX番号　　０４９－２６５－７４６３　　　　　　　　　法人TEL番号　　　０４９－２９３－１９１０法人FAX番号　　　０４９－２９３－１９１１ |

□１０　第三者評価の実施状況

　　　当事業所では第三者評価は実施しておりません。

□１１　サービスの利用に当たっての留意事項

　　　サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1)　訪問看護師はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

　　①　医療行為（医師より指示のある診療の補助にあたる行為を除く）

1. 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
2. 利用者以外の家族のためのサービス提供（健康管理のためのアドバイスなどを除く）
3. 訪問看護師が行わなくても自宅療養を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、

犬の散歩等）

1. 利用者の自宅療養の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）
2. 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受

(2) ハラスメントについて

　　介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. カスタマーハラスメントを含む各種ハラスメント、その他著しい迷惑行為が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。
2. ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

＜契約を解除する場合の一例＞

・身体的暴力：

殴る、蹴る、叩く、物を投げつける、物を振り回す、刃物等危険物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、殴りかかろうとする等

・精神的暴力：

怒鳴る、奇声や大声を発する、執拗な叱責、侮辱的発言（「バカ」「アホ」等）、外見の揶揄（「デブ」「ハゲ」「ブス」等）、名誉棄損や人格否定（「無能」「役立たず」「仕事を辞めろ」等）、直接的な暴力を予告する発言（「殺すぞ」等）、気に入っている職員以外への批判的な言動、威圧的な態度で文句を言い続ける、反社会勢力との関係をほのめかす発言等

・セクシュアルハラスメント：

必要もなく職員の手や腕・体を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な発言、卑猥な言動、無関係に体を露出する、職員の衣服に手を入れる、交際や性的関係の強要、職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為等

（3）ペットについて

　　大切なペットを守るため、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつなげていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

（4）その他

1. 見守りカメラの設置、職員の写真や動画を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。またSNSやインターネットへの写真や動画の掲載や書き込みはご遠慮ください。
2. 訪問中の喫煙（紙タバコ、電子タバコ）はご配慮ください。
3. 訪問時間について、交通事情などにより到着が予定時刻より前後する可能性があります。ご理解いただけますようお願いします。15分以上前後する場合は、訪問担当より電話で連絡させていただきます。
4. 訪問時間に記録の時間も含まれております。訪問中に携帯電話等の通信機器を使用して記録させていただきます。
5. 他の利用者様の急な体調の変化などで、訪問時間の変更をお願いすることがあります。
6. 個々の利用者様ごとに担当看護師はおりますが、訪問に際し特定のスタッフの指定はできません。
7. 夜間休日の訪問看護につきましては、コール待機者が行います。そのため、到着までに時間を要することがあります。また時間を指定しての訪問看護の実施は致しかねますので、ご理解の上ご協力をお願いします。
8. 訪問看護の進行に関する確認のため、場合により写真、音声や動画の記録をさせていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　指定訪問看護、指定介護予防訪問看護および医療保険による訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

　所在地　埼玉県富士見市羽沢二丁目５番４８号

ケアメゾンＵＤ１００号室

　法人名 　特定非営利活動法人　あおい糸

　代表者名　　山本明彦

説明者

　所　在　地　埼玉県富士見市西みずほ台一丁目４番８号

リュバンドールⅡ１０２号室

　事業所名 　地域生活訪問看護　えん

　氏名　　　　　　　　　　　 　　　　　印

　私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者　　住所

氏名　 　　　　　　　　　　 　　印

 （代理人）　住所

　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　 　印